

議題事項

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第10号)の一部について所要の改正を行う。

1 改正理由

令和6年度の組織改正については、運営重点に定める「警察活動を支える基盤整備の強化と柔軟な組織運営の推進」のほか、警察庁が策定した「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」等に基づき、各種課題に対応するため組織の見直しを行う。

2 改正内容

(1) 警察本部、警察署の配置定員(第2条、第3条)

ア 経済安全保障その他の対日有害活動対策の強化

公安課外事対策室の体制を強化した上で課に格上げし、情報収集体制の強化・拡充に向けた取組を加速化

イ 定年引上げに伴う経過措置

定年が段階的に引き上げられる経過期間における、警察職員の採用の平準化を図るための経過措置を規定

ウ 業務の平準化に向けた体制見直し

業務の平準化を図り、職員の業務負担を軽減するため、一部警察署の体制を見直し

(2) 派遣職員等(第4条関係)

語学研修等への派遣職員等の配置定員の見直し

3 改正案

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則(案)のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日

議題事項

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第18条の規定により、令和6年度における実地監査計画を策定する。

1 対象所属及び実施時期

令和5年度をもって留置施設を閉場する東かがわ警察署を除く11警察署を対象とし、各所属の留置・護送状況等を勘案しながら四半期毎に数所属ずつ選定して実施する。

2 監査官

警務部留置管理課長

3 監査項目

- (1) 留置業務管理者等による指揮監督状況
- (2) 被留置者の自殺及び逃走等の防止対策
- (3) 留置場内への危険物等持ち込まれ防止対策
- (4) 捜査と留置の分離及び捜査と留置の連携の実施状況
- (5) 被留置者の性別及び属性等に応じた処遇の実施状況
- (6) 留置施設の規律及び秩序の維持状況及び反則行為に対する禁止措置の実施状況
- (7) 戒具の使用及び保護室への収容状況
- (8) 適切な護送業務の推進

※ この他、必要に応じて監査項目を変更する場合がある。

公安委員会 説明資料No. 3	交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置 及び所管区に関する規則の一部改正について	令和6年3月21日 生活安全部
--------------------	--	--------------------

議題事項

交番・駐在所の再編整備に伴い、高松北警察署に設置する駐在所の名称、位置、所管区等を定めるため、交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を改正する。

1 改正内容

(1) 駐在所の設置

ア 名称

直島駐在所

イ 位置

香川郡直島町 1758 番地 9

ウ 所管区

直島町

(2) 駐在所の廃止

直島東駐在所、直島西駐在所

(3) 道路交通法施行細則の一部改正（附則第2項）

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）第7条に定める通行の許可及び第10条に定める駐車の新可について、新可申請書を提出することができる交番又は駐在所を掲げた同細則別表第1の2を変更

2 改正案

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（案）のとおり

3 施行期日（運用開始日）

令和6年4月1日

議題事項

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行及び関係事務の見直しに伴い、道路交通法施行細則等の一部を改正する。

1 改正理由

- (1) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の一部が改正（以下「改正法」という。）され、同法第5条第2項の規定により交付する認定証が廃止されることに伴い、関係規定について所要の改正を行う。
- (2) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）について、関係事務の見直しに伴い所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部改正（第1条関係）

応急救護処置指導員の認定に必要な講習を「公安委員会が指定する講習」から「公安委員会が認める者が実施する講習」に見直すほか、所要の規定整備を行う。
- (2) 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部改正（第2条関係）

改正法の施行に伴う事務の追加及び廃止その他所要の規定整備を行う。
- (3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年香川県公安委員会規則第13号）一部改正（第3条関係）

改正法の施行により自動車運転代行業の認定にかかる認定証が廃止されたことから、これに代わる認定通知に関する手続や様式を定めるなど所要の規定整備を行う。

3 改正案

「道路交通法施行細則等の一部を改正する規則（案）」のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日

公安委員会 説明資料No. 5	香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正について	令和6年3月21日 警 備 部
--------------------	--------------------------------------	--------------------

議題事項

警備部所管の法令で定められている「援助の要求」等に関する権限の変更に伴い、香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等の規則の一部を改正する。

1 改正理由及び改正内容

- (1) 警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項で規定されている「援助の要求」に関しては、「香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則」（平成12年香川県公安委員会規則第34号。以下「規則」という。）第2条別表により、
- 警察庁又は他の都道府県警察に対する援助の要求
 - 他の都道府県公安委員会からの援助の要求の受理及びこれに対する措置
- に関して、全て公安委員会決裁としたことから、他の警備部所管の法令である
- 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
 - 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
 - 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
 - 武力攻撃等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）
- にそれぞれ規定されている「他の都道府県からの応援の要求」及び「他の都道府県からの応援の要求に対する措置」等についても、整合性をとるため、公安委員会決裁に見直す。
- (2) 上記(1)に合わせて、武力攻撃等における国民保護のための措置に関する法律に関する公安委員会の権限に属する事務の専決等について、新たに公安委員会決裁等を追加する。
- ア 生活関連施設の管理者に対する立入制限指定の通知及び立入制限区域の範囲等の公示（第102条第6項）等
- イ 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関等の派遣要請（第151条第1項）等

2 改正案

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則（案）のとおり

3 施行期日

公布の日

議題事項

石川県公安委員会及び福井県公安委員会から援助の要求があったので、これを受理して警察官を特別派遣する。

1 石川県公安委員会

(1) 派遣目的

令和6年能登半島地震発生につき、石川県内における災害対策に従事するため

(2) 派遣概要

ア 派遣部隊

特別警備部隊 20人

イ 派遣期間

令和6年3月28日(木)から4月6日(土)までの10日間

ウ 任務

警戒活動

(3) 援助要求

警察法第60条第1項の規定により、石川県公安委員会から援助要求があったもの

2 福井県公安委員会

(1) 派遣目的

原子力関連施設の警戒警備に従事するため

(2) 派遣概要

ア 派遣員

警察官3人

イ 派遣期間

令和6年4月5日(金)から同年5月6日(月)までの32日間

ウ 任務

警戒警備

(3) 援助要求

警察法第60条第1項の規定により、福井県公安委員会から援助要求があったもの

公安委員会 説明資料No. 7	令和5年度におけるサイバーセキュリティ 戦略推進状況等について	令和6年3月21日 警務部
--------------------	------------------------------------	------------------

報告事項

令和5年度におけるサイバーセキュリティ戦略推進状況及び令和6年度の取組計画について報告する。

1 令和5年度の推進状況

- (1) 体制及び人的・物的基盤の強化
 - 優秀な人材の確保及び育成の推進
 - 職員全体の対処能力の向上
 - ・ 令和5年末時点のサイバー事案対処能力検定合格者

上級	9人	(前年比+1人)
中級	212人	(前年比+29人)
準中級	227人	※令和5年度新設
初級	1,782人	(前年比+23人)
- (2) 実態把握と社会変化への適応力の強化
 - 通報・相談への対応強化と実効的な対策の推進
 - ・ 令和5年中のサイバー相談件数 1,185件 (前年比-309件)
 - ・ 令和5年中のサイバー犯罪検挙件数 182件 (前年比+2件)
 - 脅威情報の収集・分析の推進
- (3) 部門間連携の推進
 - 捜査における部門間連携
 - ・ 令和5年中の捜査支援状況

解析件数	281件	(前年比+45件)
派遣件数	114件	(前年比+43件)
- (4) 国際連携の推進
 - 国際捜査における初動捜査の徹底
- (5) 官民連携の推進
 - 産学官の知見等を活用した対策の推進
 - ・ 香川県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザーの再委嘱
 - ・ サイバー防犯ボランティアと連携した取組の推進
 - 社会全体のセキュリティ意識の向上
 - ・ 令和5年中のサイバーセキュリティ教室実施状況

実施回数	387回	(前年比+38回)
対象者数	3万7,870人	(前年比+2,103人)

2 令和6年度の取組計画

令和6年度重点政策「サイバー空間をはじめとするデジタル社会の安全・安心の確保」事業

- 専門捜査官等を対象とする集合教養の実施
- 捜査用資機材の整備
- 被害防止対策のための広報啓発の強化

を中心とした取組を推進する。

公安委員会 説明資料 No. 8	令和6年度香川県警察教養実施計画の作成について	令和6年3月21日 警務部
---------------------	-------------------------	------------------

報告事項

香川県警察教養規則に基づき令和6年度香川県警察教養実施計画を作成したので報告する。

1 教養実施計画の目的

県警察では、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を確立するため、職員の職務倫理の保持、実務に関する知識及び技能の修得、気力及び体力の練成並びに職務遂行に必要な術科技能の向上を目的として、令和6年度香川県警察教養実施計画を作成し、教養及び研修を推進する。

2 学校教養

- (1) 採用時教養（初任科3課程、初任補修科2課程、一般職員初任科1課程）
職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と豊かな人間性を育むとともに、基礎的知識及び技能を修得
- (2) 昇任時教養（警部補任用科、巡査部長任用科、係長任用科、主任任用科各1課程）
ア 各級幹部職員として必要な指導能力及び職務の遂行に必要な知識及び技能を修得
イ 育児・介護等の事情により管区警察学校への入校が困難な職員に配慮
- (3) 部門別任用時教養（4任用科）
生活安全、刑事、交通及び警備の係員として必要な基礎的知識及び技能を修得
- (4) 専科教養（警察庁指定重点専科8専科、香川県独自専科12専科）
特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得

3 職場教養

- (1) 巡回教養及び実務研修
ア 実戦的総合訓練、青年警察官フォローアップ講座、実戦的捜査書類作成能力試験等、職務執行能力の向上に資する教養等を推進
イ 凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するための総合対処法等の術科訓練を推進
ウ 集合教養に加え、Web会議システム、「eラーニング」等を継続活用
- (2) 通訳官、通訳サポーター及び通訳官希望者に対する研修
通訳官等に対するブラッシュアップ教養としての語学研修を実施
- (3) その他の研修
若手一般職員、中堅職員、幹部職員等に対する研修を実施

4 術科等大会

柔道・剣道大会、逮捕術大会、拳銃射撃競技大会、駅伝大会等の開催

報告事項

令和5年度香川県警察退職者表彰式を実施する。

1 概要

令和5年度、定年等により退職する職員に対する退職者表彰式を行う。
なお、式に先立ち、県警察本部において知事表彰式が行われる。

2 香川県警察退職者表彰式

- (1) 日時及び場所
令和6年3月29日（金）午前10時00分から
警察本部6階大会議室
- (2) 出席者
 - ・ 退職者
 - ・ 警察本部長、各部長、高松北警察署長、首席監察官、地域監及び警察学校長
- (3) 式次第
 - ・ 開式のことば
 - ・ 警察庁長官警察功績章伝達
 - ・ 中国四国管区警察局長警察功績章伝達
 - ・ 警察本部長警察功績章及び賞詞授与
 - ・ 警察本部長式辞
 - ・ 閉式のことば
- (4) 記念撮影

3 知事表彰式

- (1) 日時及び場所
令和6年3月29日（金）午前9時30分から
警察本部6階大会議室
- (2) 出席者
 - ・ 退職者
 - ・ 知事及び副知事
 - ・ 警察本部長、警務部長
- (3) 式次第
 - ・ 開式の辞
 - ・ 知事表彰
 - ・ 知事式辞
 - ・ 閉式の辞

報告事項

令和6年4月9日（火）県警察学校において、初任科第94期及び一般職員初任科第36期に対する入校式を挙げる。

1 入校式

(1) 日時・場所

令和6年4月9日（火）午後1時30分～
香川県警察学校体育館

(2) 入校生（49人）

- ア 初任科第94期短期課程 16人（うち女性4人）
- イ 初任科第94期長期課程 12人（うち女性4人）
- ウ 一般職員初任科第36期 21人（うち女性13人）

(3) 出席者

ア 来賓

知事、県議会議長、高松地方検察庁検事正

イ 警察関係

公安委員会委員長、警察本部長、警察本部各部長、首席監察官、地域監、警務部
統括参事官、学校長以下教職員

ウ その他

入校生家族

2 入校期間

(1) 初任科短期課程

179日間（令和6年4月1日（月）～令和6年9月26日（木））

(2) 初任科長期課程

303日間（令和6年4月1日（月）～令和7年1月28日（火））

(3) 一般職員初任科

25日間（令和6年4月2日（火）～令和6年4月26日（金））

3 式次第

裏面のとおり

式次第

- 1 開式
- 2 国歌斉唱
- 3 辞令交付及び入校許可
- 4 学生宣誓
- 5 学校長式辞
- 6 本部長訓示
- 7 公安委員会委員長あいさつ
- 8 来賓祝辞
 - 香川県知事
 - 香川県議会議長
 - 高松地方検察庁検事正
- 9 閉式

報告事項

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施する。

1 期間

令和6年4月6日（土）から同月15日（月）までの10日間

2 実施主体

香川県交通安全県民会議及び市町交通安全対策協議会

3 スローガン

「歩行者優先 守るけん かがわ県」

4 運動重点

- (1) こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- (3) 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

※ (1)～(3)は全国重点、(4)は地域重点

5 交通指導取締りの重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保に資する指導取締り
- (2) 自転車利用者等の交通ルール遵守に向けた指導取締り
- (3) シートベルト等着用義務違反の指導取締り
- (4) 飲酒運転根絶に向けた取締り

6 関連行事

- (1) 4/4 交通安全啓発用モニュメントの掲出 [三豊警察署]
- (2) 4/5 「春の全国交通安全運動」出発式 [県民会議]
- (3) 4/6 坂出自動車学校 2024 春の交通安全教室 [坂出警察署]
- (4) 4/7 書道パフォーマンス交通安全キャンペーン [高松北警察署]
- (5) 4/10 交通事故死ゼロを目指す日街頭大キャンペーン 県下一斉
- (6) 〃 自転車乗車用ヘルメット贈呈式 [高松南警察署]
- (7) 4/11 西日本高速道路(株)との合同キャンペーン [高速道路交通警察隊]
- (8) 4/12 県下一斉ヘルメット着用率調査 [交通企画課]